

特にお問い合わせの多い危険物の代表例

品目	条件		数量 (1人あたりの制限)	機内 持込み	お預け
酒類	アルコール度数が24%を超え、70%以下のもの ※アルコール度数が24%以下のものは制限がなく、70%を超えるものは機内へお持ち込みもお預けになることもできません。		5リットル以下の小売容器に入ったもので、正味量5リットル以下のもの	○	○
化粧品や医薬品（消毒液や消毒スプレー含む）	ガスが充填されたスプレー缶製品の場合は、不測の噴射を防止するため、噴射弁がキャップまたは適当な方法（噴射弁が押されないような措置）で保護されている必要があります。また医薬品には放射性物質が含まれていないことが条件です。		1容器0.5kgまたは0.5リットル以下のものを2kgまたは2リットルまで	○	○
スポーツ用品・日用品のスプレー缶製品	LPガス、LPGガス、DMEガスなどの引火性ガスや毒性ガス以外のもの ※ガスが充填されたスプレー缶製品は、不測の噴射を防止するため、噴射弁がキャップまたは適当な方法（噴射弁が押されないような措置）で保護されている必要があります。		1容器0.5kgまたは0.5リットル以下のものを2kgまたは2リットルまで	×	○
喫煙用ライター・安全マッチ ※喫煙用のものに限りです	ガスライター（使い捨て・ガス充填式）		喫煙用ライターまたは安全マッチいずれか小型のもの1個まで、身につける手荷物として機内持ち込み可 ※詰替用のオイルやガスは機内へお持ち込みもおあずけになることもできません。	○	×
	オイルライター (吸収剤（綿）が入っているもの)	吸収剤（綿）が入っていないオイルタンク式ライターは機内へお持ち込みもおあずけになることもできません。		○	×
	安全マッチ	小型のもの（徳用箱は不可） ※万能マッチ（strike anywhere match）は機内へお持ち込みもおあずけになることもできません。		○	×
	リチウム電池式ライター	内蔵される各々の電池の容量が以下の容量を超えないもの ●リチウム電池はリチウム含有量2g以下 ●リチウムイオン電池はワット時定格量100Wh以下 ※安全キャップ、もしくは不意の作動を防止するための機能がついていること。機内での充電はできません。		○	×
	葉巻用ライター、プリミキシングライター (ターボライター、ジェットライター、ブルーフレームライター等)	プリミキシングライターとは、葉巻用ライター同様「青色の炎」や「強力な炎」を出すタイプのライターのことをいいます。		×	×
ガス式ヘアカーラー	炭化水素ガスが充填されたもので、熱源部には安全カバーが取り付けられているもの。なお、機内ではご使用いただけません。 ※詰替用のガスカートリッジは、機内へお持ち込みもお預けになることもできません。 ※安全カバーについては材質を問わず、専用カバーであれば布製でも機内へお持ち込みならびにお預けいただけます。		1個まで	○	○
ドライアイス	生鮮食料品等を冷却するために使用するもの		2.5kgまで	○	○
水中トーチランプ（水中ライト）、撮影用ライト、はんだゴテなどの熱を発する器具	輸送中の偶発的作動を防止するため、電池を取り外した状態でのみ、機内へお持ち込みならびにお預けいただけます。		制限なし	○	○

品目	条件		数量 (1人あたりの制限)	機内 持込み	お預け
酸素または空気ガスシリンダー (ボトル)	医療 (援助) 用	医療用・医療用以外の用途を問わず、シリンダー (ボトル) 内にガスの残留がない場合は、機内へお持ち込みならびにお預けいただけます (機内へお持ち込みになる場合は、機内持込手荷物としてのサイズ、重量制限内であることが条件となります)。ただし、液体酸素は機内へお持ち込みもお預けになることもできません。	制限なし	○	○
	上記以外 (登山・スポーツ用など)		—	×	×
膨張救命胴衣等の個人用安全装置と予備のガスシリンダー	小型の炭酸ガスが充填されたシリンダーもしくは非引火性シリンダーが装着されているもの ※予備ガスシリンダーのみお持ちの場合は機内へお持ち込みもお預けになることもできません。		膨張救命胴衣等の個人用安全装置1着 (ガスシリンダー2個まで) および予備のガスシリンダー2個まで	○	○
リチウム電池またはリチウムイオン電池を内蔵した電子機器 (腕時計、計算機、カメラ、携帯電話、パソコン、ビデオカメラ等)	内蔵される各々の電池の容量が以下の容量を超えないもの ●リチウム電池はリチウム含有量が2g以下のもの ●リチウムイオン電池はワット時定格量が160Wh以下のもの ※お預けになる場合は、偶発的な作動や損傷を防止するため、電源を完全にOFFにし (スリープモード不可) 確実に梱包されている (強固なスーツケースへの梱包かつ/もしくは衣類類による保護等) 必要があります。 リチウム含有量が2gを超える場合、またはワット時定格量が160Whを超える場合は機内へお持ち込みもお預けになることもできません。		制限なし	○	○
上記に使用される電子機器の予備のリチウム電池 (使い捨てタイプ) ※他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。	リチウム含有量が2g以下のもの 短絡 (ショート) しないように個別に保護*1してあるもの リチウム含有量が2gを超える場合は機内へお持ち込みもお預けになることもできません。		制限なし	○	×
上記に使用される電子機器の予備のリチウムイオン電池 (充電式タイプ) ※他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。	ワット時定格量が100Wh以下のもの 短絡 (ショート) しないように個別に保護*1してあるもの		制限なし	○	×
	ワット時定格量が100Whを越え、160Wh以下のもの 短絡 (ショート) しないように個別に保護*1してあるもの ワット時定格量が160Whを超える場合は機内へお持ち込みもお預けになることもできません。		携帯型医療用電子機器の予備電池と合わせ全部で2個まで*2	○	×
電子たばこ	内蔵される各々の電池の容量が以下の容量を超えないもの ●リチウム金属電池はリチウム含有量2g以下 ●リチウムイオン電池はワット時定格量100Wh以下のもの。 ※不意の作動を防止するため個別に保護されていること。他のお客さまの快適性を損ねる恐れ、誤解を招く恐れがあるため機内ではご使用はできません。また機内での充電もできません。		制限なし	○	×

*1 個別に保護とは、購入時の小売容器に収納するか、あるいは端末を絶縁する (テープ等で剥き出しの端末を保護するか、別々のプラスチック袋もしくは保護パウチに個々の電池を収納するなど) ことをいいます。

品目	条件	数量 (1人あたりの制限)	機内 持込み	お預け
リチウム電池またはリチウムイオン電池を内蔵した携帯型医療用電子機器 CPAP（持続陽圧呼吸療法装置）、ネブライザー（噴霧器）、AED（除細動器）※3 等	内蔵される各々の電池の容量が以下の容量を超えないもの ●リチウム電池はリチウム含有量が8g以下のもの ●リチウムイオン電池はワット時定格量が160Wh以下のもの ※お預けになる場合は、偶発的な作動や損傷を防止するため、電源を完全にOFFにし（スリープモード不可）確実に梱包されている（強固なスーツケースへの梱包かつノモしくは衣類類による保護等）必要があります。 リチウム含有量が8gを超える場合、またはワット時定格量が160Whを超える場合は機内へお持ち込みもお預けになることもできません。	制限なし	○	○
上記に使用される予備のリチウム電池（使い捨てタイプ）	リチウム含有量が2g以下のもの 短絡（ショート）しないように個別に保護*1してあるもの	制限なし	○	×
	リチウム含有量が2gを超え、8g以下のもの 短絡（ショート）しないように個別に保護*1してあるもの リチウム含有量が8gを超える場合は機内へお持ち込みもお預けになることもできません。	携帯型医療用電子機器以外の携帯型電子機器の予備電池と合わせて全部で2個まで*2	○	×
上記に使用される予備のリチウムイオン電池（充電式タイプ）	ワット時定格量が100Wh以下のもの 短絡（ショート）しないように個別に保護*1してあるもの	制限なし	○	×
	ワット時定格量が100Whを越え、160Wh以下のもの 短絡（ショート）しないように個別に保護*1してあるもの ワット時定格量が160Whを超える場合は機内へお持ち込みもお預けになることもできません。	携帯型医療用電子機器以外の携帯型電子機器の予備電池と合わせて全部で2個まで*2	○	×
リチウム電池またはリチウムイオン電池を原動力とする小型車両（電動車椅子、電動移動補助機器を除く）	バッテリーが取り外されているもの、空港免税店等で販売されているものでも、機内へお持ち込みもお預けになることもできません。		×	×
花火	火薬が使用されているため、種類・用途を問わず機内へお持ち込みもお預けになることもできません。		×	×
酸素缶	スポーツ用、登山用等医療用以外のものは機内へお持ち込みもお預けになることもできません。		×	×
瞬間冷却材	使用されている「硝酸アンモニウム」が危険物に該当いたします。		×	×
加熱式弁当容器・飲料容器	使用されている「生石灰」が危険物に該当いたします。		×	×
装弾	スポーツ用、狩猟用の弾薬	包装込みの質量で5kgまで	×	○
治験薬（国から製薬の許可を受ける前段階の開発途中の薬）	治験薬は、下記の条件を全て満たした場合に限り、機内へお持ち込みならびにお預けいただけます。 1. 「治験薬（治験）」という文言が記載された書類（任意のフォーム可）をお持ちであること。任意のフォームである場合は、製薬会社等の会社名で作成されたものであること。 2. 放射性物質であることを示す「三つ葉マーク」が付されていないこと。 3. 航空法で定められた保安検査（X線検査、開被検査、液体物検査）が実施できること。 ※液体の治験薬を機内に持ち込む場合は液体物検査の対象となるため、開被検査ができない場合は機内持込はできません。なお、液体以外の治験薬においても、X線検査結果によっては開被検査を実施させていただく場合がございます。	1容器0.5kgまたは0.5リットル以下のものを2kgまたは2リットルまで	○	○

*2 *2印のある携帯型電子機器ならびに携帯型医療用電子機器の予備電池すべてを合算した数が2個までとなります。

*3 AEDは内蔵されている電池の種類・規格によって輸送可否が異なります。AEDには手荷物としての輸送が禁止されているリチウム電池（使い捨てタイプ）やリチウムイオン電池（充電式タイプ）を内蔵した製品が多いため、製品仕様書または各AEDメーカーにお問い合わせください。なお、リチウム電池またはリチウムイオン電池以外が内蔵されているAEDは機内へお持ち込みならびにお預けいただけます。

※リチウム電池またはリチウムイオン電池を内蔵した電子機器ならびにAEDを含む携帯医療用電子機器、およびそれらに使用する予備電池につき航空会社により一人あたりの総個数の制限を設ける場合があります。